

2025/8/26

リサーチ

NO 140

通巻

198

発行者

北海道公民館協会
会長 山本 進

060-0002

札幌市中央区北2西7
かでる2.7(9F)

道立生涯学習推進センター内
011-271-2825

社会教育・公民館と

コミュニケーション政策

北海道公民館協会会長

東神楽町長 山本 進



北海道内の公民館関係の皆様、社会教育関係の皆様には、日頃から当協会の活動に際し、ご理解ご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。また、十月十六日から二日間にわたって開催されます「第十九回北海道公民館大会 in あほしり」につきましては、開催地の網走市やオホーツク管内の関係者の皆様や多くの方々にもご協力いただきながら準備を進めておりますので、ぜひ多くの皆様にお越しいただければと思います。網走市では、令和五年度全国優良公民館表彰において、網走市オホーツク・文化交流センターが最優秀館として表彰されています。「情報技術を活用した地域学の取り組み」というキャッチフレーズで、特に地域の資源や歴史など、網走の地域教育にしっかり取り組んでいるところが高く評価されたとのこと

した。昨年は、紋別市も最優秀館として表彰され、二年連続で北海道から最優秀館が輩出できております。このことは、私どもにとりましてとても誇りに思うところでありますし、改めて北海道の公民館活動について、その先駆性や充実した活動内容に自信を持ち、互いに高め合う努力をさらに進めていこうと思っております。

また、現在、北海道公民館協会は、加盟市町村が八十二と昨年から増加しております。これは、道南を中心に新たに加盟の動きがあるため、北海道議会議員の皆様のお言葉をはじめ、さまざまな働きかけの結果、再加盟の輪が広がってきております。もともとは、北海道のほとんどの市町村が加盟していたわけですが、いろいろな理由から退会が進み、退潮傾向にあった公民館という組織や機能が、今の時代に改めて見直されるのだと思っております。

さて、私は昨年六月から、中央教育審議会生涯学習分科会の中に設置された「社会教育の在り方に関する特別部会」の委員を務めています。その前の社会教育人材特別部会から引き続き選任されているわけですが、今回は、「地域コミュニケーションの基盤を支える今後の社会教育の在り方」とも議論が進んでいるところです。その内容等について、既に文部科学省

のホームページでも公表されておりますが、改めてご紹介いたします。「諮問内容 地域コミュニケーションの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」

【背景と課題】

①人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニケーションの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生百年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。

②高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

こうした中、第四期教育振興基本計画（令和五年六月十六日閣議決定）や第十二期生涯学習分科会での議論も土台に、社会の変化を踏まえた施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要とされています。

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・

社会教育士の養成の在り方等)

②社会教育活動の推進方策(地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等)

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方(社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等)

以上のことから、社会教育に求められる機能は、今までの考えより広く捉え、地域コミュニティを支える土台の一つとして考えていくことになると思います。考えてみれば、公民館がしっかりとしているところは災害にも強かったり、住民の満足度も高かったりしているように思います。地域コミュニティは、単なる地縁でつながるだけでなく、さまざまなつながりを有機的に進めて行くことが必要で、その土壌を耕すのが社会教育や公民館の役割だと思います。今までの北海道での取り組みを鑑みながら意見交換し、次の時代へ向けた社会教育や公民館の在り方について考えていきたいと思っています。

社会教育とコミュニティスクールを通じた地域と学校の連携

北海道公民館振興首長会

会長 盛田 昌彦



初めに七月十一日(金)に開催された首長会の総会並びに市町村長等研修会には、全道各地より多くの首長・教育長の皆様に御参加いただき誠にありがとうございます。

今回も充実した研修会となり成果も多かったのではないかと感じております。研修会は、まず文部科学省総合教育政策局地域学習推進課の齋藤陽介課長補佐より「社会教育施設の現状と推進課題」と題して行政報告があり、社会教育の重要性に触れながら、社会教育人材の養成・活躍促進について報告していただきました。

続く、講義では、「社会教育・コミュニティスクール」をテーマに、愛媛県新居浜市生涯学習センター所

長の関福生氏から新居浜市泉川における実践事例を踏まえ、社会教育とコミュニティスクールを通じた地域と学校の連携の仕方についてお話を聞かせていただきました。地域と学校の連携によるコミュニティスクールの発展と効果については、十三点ございました。

一・地域住民が「やってみよう」から「共に創る」意識へと変化し、学校と地域の協働が促進された。
二・対話の場が、地域住民と子どもたちの相互理解と関係構築のきっかけとなった。
三・コミュニティスクールという仕組みが、地域と学校の関係を継続させるための重要な基盤であると理解された。

四・学力向上だけでなく、社会のルールを守る、粘り強い子どもを望む声が多く、地域が目指す学校像が明確になった。
五・地域が一体となって目指す子どもの育成目標が設定された。
六・泉川の子どもたちは、学力だけでなく、社会性や共助の精神において高い資質を持っていることが確認された。

七・専門分野ごとに部会を設けることで、多角的な視点から子どもたちの成長を支援する体制が構築された。
八・異年齢交流を通じて、実践的な防災意識と協力体制が育まれた。
九・先輩から後輩への学びの継承と、

地域全体での学習支援の輪が広がった。

十・地域全体で子どもたちを温かく見守り、支援する文化が根付いた。
十一・他地域の事例に触れることで、子どもたちの視野が広がり、議論する力が養われた。
十二・子どもたちが地域活動に主体的に関わるようになり、地域への愛着と貢献意識が育まれた。
十三・継続的な地域活動への参加を通じて、子どもの意識と行動に前向きな変化が見られた。

関所長さんの分析等を留意して、今後の実践に活かしていきたいと思えます。本当にありがとうございます。

次に、パネルディスカッションでは、「子ども・若者たちを主役にするまちづくり」をテーマに、コーディネーター大正大学・教授牧野篤氏・パネラー新居浜市生涯学習センター所長関福生氏・本会副会長、壮警町長田鍋敏也さん、そして私も参加した形で協議がなされ、新居浜市泉川中学校で、学校の荒れをきつかけに地域と画工が連携し、子どもたちを見捨てない環境づくりを進めた事例が紹介され、地域全体で教育に関わり子どもたちが主体的に成長する仕組みや子どもを主役に据える意識改革の重要性が強調されました。私はこの度の研修全体を通じ、活気ある持続可能な町づくりには、学校

教育と社会教育がそれぞれの足りない部分を補い合い、地域の課題解決に向けて役割を果たしていくことが不可欠であり、まさに、この二つの活発な活動こそが、まちづくりとコミュニティの核になることを、今回の研修で改めて学びました。

結びとなりますが、当日は、中島教育長様をはじめ、たくさんのご来賓の皆様、首長さんや教育長さん、また関係機関の皆さんのご出席いただきました。心より感謝とお礼を申し上げます。

首長会としても今回の研修会の成果をしっかり受け継ぎ、地域再生・持続可能なまちづくりに向け、しっかりと各市町村と連携を図り、時代に即した取り組みにいち早く取り組んで参りたいと考えています。皆さまのご健勝とご多幸を心よりお祈りしております。

子どもたちの体験に大事なことは“辛抱するチカラ”
それを対話で伝えるのは大人の責任

新居浜市生涯学習センター

所長 関 福生

今年、昭和百年である。振り返るとこの間に日本人の価値観は大きく変化した。博報堂百年社会研究所の調

査によると、昭和三十年代まで日本人が優先する価値は「家族のつながり」、「仕事の生きがい」の順で安定していた。高度成長期に両者は入れ替わるが、それが令和になると全く様相を変える。「仕事の生きがい」は最下位に転落、「家族のつながり」も下から二番目になる。それに替わり今は「多様性」が一番である。次に「自分らしさ」、「柔軟な働き方」が続く。今は、先ずは自分こそが一番大事という社会の到来している。そしてこの傾向が二十年ほど続くと言われている。

以前は子どもをダメにしたいならば「何でも言われたらすぐに分け与えなさい」と言われてきた。でも今では子どもに我慢することや苦勞させることは悪いことだと感じる大人が多くなった。その結果、「可愛い子には旅をさせろ」という教訓も死語になった。予測不能の危険な時代、もし何かあったら大変と安全を優先し過保護に陥る。そもそもトラベル（旅行）の語源は辛い労働や苦勞だ。それが忘れられているのが現代社会だ。

そもそも夢はなかなか叶わないからこそ夢になるのだろう。誰かがお膳立てしてすぐ実現できるならば、何の有り難みも無い。今の世の中、子ども達の欲望を満たすことが最優先になった。「みんなちがってみんないい」、だからやりたい事をやら

せるという風潮に流れている。その結果、子どもの体験が少ない。だからその機会を提供するのが大人の務めだという意見に多くの大人が無条件に賛同する。昔の教育には、他者と共生していくために「辛抱」という美徳が組み込まれていた。「辛抱」は、受動的な「我慢」とは違い、目標を達成するための能動的な取り組みだ。そんな感覚は今の子どもには通用しない、だから時代遅れだと一笑に付されるがこれは本当に正しいのだろうか。

「楽しい」ことこそが学習や活動には大事だと言われる。確かにやらされ感だけで学ぶことは苦痛でしかない。でもやれることだけやっていてもいつか飽きてしまう。そもそも学びは「まねび」と言われる。「まねび」とは「真に似る」とことだ。芸事の世界はまさに先人の仕方を習うことだ。芸道に「守破離」という言葉がある。先ずは基本を徹底的に身に付け、その先に初めて応用が生まれる、最終的に独自の世界に到達する。そんな姿勢が人生百年時代を生き延びていく子ども達の学びにも当てはまるはずだ。

確かに楽しいことは楽しさに通じるものかもしれない。音楽のように自動的に入ってくるものを拒む必要はない。同じ読みの「愉しい」という言葉には、何かを辛抱して、それによって獲得するという「たのしさ」

という意味があるそう。本当の成長のためには「愉しさ」が必要だ。自らが選択したことならば本気になれる。本気があれば、もし失敗しても諦めずに何度でも挑戦できるはずだ。成功すれば感動が起こり、意識や行動の変容が生まれる。子どもたちはそんな脱皮を繰り返すことで段々と大人になるに違いない。

私たちは言われるまま、時に大人たちの勝手な思い込みで子どもたちに体験を提供してしまう。そんな愚策を採っていないだろうか。未だ最悪の状況には至っていないと信じたい。今こそ、子どもたちをお客さん扱いせず、大人も一緒に対話を重ね、何が大事なことを語り合おう。みんなが対等な立場で、それぞれの考えが違うことが当たり前というスタイルを大切にしたい。自身の体験や価値観を披露し、みんなが納得できる答えを探していこう。子どもたちの主張にもきちんと耳を傾け、でもそこで引き下がらず大人として自信を持って信念を語ろう。押し付けではなく人生の智慧を伝えよう。それこそが未来に向けて大人が果たす責任に違いないと思うのである。



「子ども郷土史講座」を通じた防災教育の取組「自分の命は自分で守る」

壮警町教育委員会

生涯学習課長 河野 圭

壮警町は、北海道南西部に位置する人口二千二百人あまりの町で長流川流域の平坦地とその周辺の丘陵地に大別され、面積の十五％は洞爺湖が占めています。

長流川は本町の中央を東から西へ貫流し伊達市を通って内浦湾に注いでおり、その流域は肥沃な農耕地となっています。

流域周辺の丘陵地は東はオロフレ山、西は有珠山と昭和新山に囲まれ、壮警温泉、洞爺湖温泉、弁景温泉、蟠溪温泉などの豊かな温泉資源に恵まれています。

壮警町はその全域がユネスコ世界ジオパークネットワークに加盟した「洞爺湖有珠山ジオパーク」のエリアに含まれ、また、洞爺湖周辺とオロフレ山周辺は支笏洞爺国立公園に含まれています。

「洞爺湖有珠山ジオパーク」は「変動する大地との共生」をキャッチフレーズに、自然環境を学び、先人の足跡をたどり、火山の恵みを楽しむことができる場所というのが大きな特徴です。

こうした特色ある自然環境をはじめ、歴史と文化等を貴重な財産として、次世代に引き継いでいくことは大変重要なことです。

豊かな地域資源を生かすために、壮警町では「第五次壮警町まちづくり総合計画」を基本とした第九次壮警町社会教育中期計画を策定し、「一人づくり、つながりづくり、地域づくり」の循環を育む社会教育活動を効果的に行い社会教育の推進を図るということを基本的な考え方として各ライフステージに合わせた学習活動の充実に努めています。

壮警町の特色を捉え火山と共生する町として、昭和五十二（一九七七）年から四年にわたる有珠山火山活動が終息した後の昭和五十七（一九八二）年に壮警町教育委員会では、北海道教育委員会との共催で「郷土の認識－火山の探究－」をテーマに「北海道市民講座」を開催しました。

その翌年昭和五十八（一九八三）年からは「壮警町子ども郷土史講座」として毎年開催し、自然の恵と自然災害について学ぶ機会として本年まで四十年以上続いている取組です。

きっかけは道教委との共催事業で始まりましたが、これはまさに公民館講座から始まった取り組みとも言えます。

歴史を積み重ねてきた講座の内容についてご紹介しますが、北海道を代表する風光明媚な有珠山や昭和新

令和6年度壮警町子ども郷土史講座「有珠山登山学習会」



松三朗氏と北海道大学名誉教授 岡田弘氏には長年講師を務めていただいておりますが、最近では洞爺湖有珠山マイスターにご協力いただいております。

昭和南山の学習では、長流川の近くの麦畑から隆起した山である証拠に山の上なのに丸い石があるという説明や昭和南山は生きている火山であることから、今でも地熱があり温度が高い亀岩という場所では、前もって参加者が用意した、アルミホイールに包んだウインナーや肉まんなどを亀岩から吹き出す蒸気の上に置き蒸し、出来上がるまでは山頂付近を目指して上り、亀岩に降りる頃には蒸しあがっていて、昼食の副食として楽しみながら食べています。これも火山の恵であるという説明を受けています。

山、洞爺湖等の豊かな自然に恵まれた環境を生かし、防災教育に軸をおいた事業展開と子どもたちが生まれ育っている壮警町の歴史や、それを取り巻く自然環境等の学習を通じて、郷土理解や郷土愛を育み、興味関心を深め、健全な育成に努めることを目的に講座を実施しています。特に防災教育という観点で長年取り組んできました、昭和南山と有珠山の学習では先日惜しまれながらご逝去しました、三松正夫記念館元館長 三

険な地域に暮らしているんだと説明を受けています。岡田先生は、「この地域に暮らす方々が防災や減災を学習することで犠牲者を減らすことができる。有珠山は噴火が近づくと地震回数が増えるなど、「教えてくれる火山」とされているが、安心することなくこのような学習を通じて、まずは自分の命を守るということが重要だ。」と毎回のよう講義していただきました。

壮警町ではこれからも、防災教育、減災教育を通して生きる力を育む社会教育事業を推進していきたいと考えています。

道教委通信

★北海道こども基本条例策定★

北海道では、こども施策の推進に関し、基本理念を定め、道の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体でこども施策を総合的かつ計画的に推進することとするため、令和七年第一定例会北海道道議会に条例の案を提出し、令和七年四月一日に施行された。

【基本的施策】

○こども計画の策定
 施策を総合的・計画的に推進するため、計画を定める。

○こども施策に対するこども等の意見の反映
 こども等の意見をこども施策に反映させるため、意見の聴取その他必要な措置を講ずる。

○こどもの社会参加の促進
 こどもが社会の一員として尊重され、多様な社会的活動に参画できる環境整備を促進する。

○推進体制の整備
 国・市町村、保護者・学校関係

等・次御者・こども・子育て支援団体等、道民との連携強化に努める。
 ○こどもの権利の周知及び擁護
 こどもの権利に係る道民への周知やこども等からの相談に対応する支援体制の充実などを規定する。

○こどもの居場所づくり
 ○財政上の措置

★条例策定の背景★

【こども基本法】

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としている。(本法では、十八歳や二十歳の年齢が必要なサポートが途切れないう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としている。)

へ六つの基本理念
 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されない

こと。

2 すべてのこどもは、大切に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度に良い、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に尾維持手、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとつて最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

【児童の権利に関する条約】

この条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、日本を含めた世界196の国・地域が締約している条約です。十八歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体を位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。

この条約には4つの大切な考え方があり、こども基本法を知る上でとても大切な原則へ

1 生命、生存及び発達に対する権利
 すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

2 こどもの最善の利益
 こどもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとつて最も良いことは何か」を第一に考える。

3 こどもの意見の尊重
 こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮する。

4 差別の禁止
 すべてのこどもは、こどもの自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

(出典:「すべてのこども・おとなにしてほしい こども基本法とは?」こども家庭庁)
 ※「こども」は全て、ひらがなで表記。





とことん、ひらこう。

2027年4月、手稲駅前キャンパスOPEN

北海道科学大学が進化する。



手稲駅から **徒歩6分!**

地域創造学部地域創造学科(仮称・設置構想中)新設予定*
 情報科学部経営情報学科(仮称・設置構想中)新設予定*

※現在設置構想中のため、内容は学部学科名称を含めて予定であり、計画変更の可能性があります。



〒006-8585
 札幌市手稲区前田7条15丁目4-1
 TEL 011-681-2161(代表)

法政 北海道科学大学
 北海道科学大学高等学校
 北海道自動車学校

明治安田生命は

全国公民館連合会・各都道府県ブロック
公民館協会と連携しております。

公民館から 広げよう つなげよう地域の輪

公民館講座を活用し、地域に元気を！



明治安田生命は

地域社会に貢献してまいります。



2025年度 (2025年5月1日午後4時~2026年5月1日午後4時)

公民館総合補償制度

本制度は、公益社団法人全国公民館連合会(全公連)の制度です。市町村の公民館および自治公民館、また公民館に準ずるものとして全公連が加入を認めたその他の施設等は、名称を問わずご加入いただけます。指定管理者制度を導入された施設もご加入いただけます。

3つの補償で公民館活動をサポート

1. 行事傷害補償

【災害補償保険(公民館災害補償特約、熱中症危険補償特約)+見舞金制度】

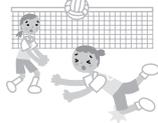
保険

- 公民館行事参加者のケガを補償
- 公民館利用者のケガを補償
- 行事往復途上のケガを補償
- 行事の事前練習や事前準備、後片付けでのケガを補償
- 食中毒や熱中症を補償

見舞金制度

- 疾病や特定傷害に、疾病死亡弔慰金、疾病入院見舞金をお支払いします。
- 特定災害による損害に、特定災害見舞金をお支払いします。

【補償例】



- バレーボール大会参加者が転倒して負傷。

2. 賠償責任補償

【賠償責任保険(施設所有管理者特約、昇降機特約)】

保険

- 公民館の施設・設備等*の欠陥や業務運営のミスにより、第三者にケガをさせたり、財物を損壊したことにより、公民館が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に補償

*公民館が所有、使用または管理する財物への賠償事故などは対象になりません。

*施設にある昇降機(エレベーター、エスカレーター)の所有、使用、管理に起因する賠償責任も含まれます。

【補償例】



- テントの張り方が悪く風で飛ばされ、行事来場者の車を破損。

3. 職員災害補償

【傷害総合保険[就業中のみの危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(支払限度日数180日)]+見舞金制度】

保険

- 公民館事業や業務に携わる方の公民館業務中のケガを補償

見舞金制度

- 公民館事業や業務に携わる方の病気や特定傷害、業務外のケガ、業務中の地震によるケガに死亡弔慰金や入院見舞金をお支払いします。

【補償例】



- 職員が業務中に脚立から転落して負傷。

公民館総合補償制度の特長

(1) 補償範囲や対象者が広い、公民館専用の制度です。

- 全公連が運営する『見舞金制度』に『保険』を組み合わせた公民館や類似公民館の専用の制度で、安心して公民館活動を行っていただけるよう幅広い補償になっています。

★行事傷害補償制度のここがおすすめ★

- 日本国内であれば行事の場所は問いません。 ※別に定める危険な運動中等は対象外です。
- 行事参加者や利用者の居住地は問いません。
- 公民館公認のサークル活動参加者や有償・無償を問わず公民館ボランティアや講師も補償します。
- 公民館が他の団体等の行事に派遣する行事の参加者も補償します。
- 宿泊を伴う行事も対象です。

(2) 年1回の手続きで安心です。

- 年1回の手続きで年間の主催、共催行事が対象になり、個別の行事の通知は不要です。うっかりして保険の手配を忘れる心配がありません。

(3) 掛金の割引制度もあります。

- 同一市町村内で10館以上まとめて加入されると、行事傷害補償制度掛金に割引が適用できます。
- 職員災害補償の保険料には、団体割引25%、過去の損害率による割引15%を適用しています。

このご案内は、本制度の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては『2025年度版マニュアル 公民館総合補償制度の手引き』をご覧ください。また、本制度全般のお問い合わせ、資料請求等は、エコー総合補償サービスまたは損保ジャパンまでお寄せください。

■引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
 公務文教営業部 文教室
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL 050-3808-5536 FAX 03-3348-0238
 (受付時間:平日9:00~17:00)

■取扱代理店(お問い合わせ・資料請求先)
エコー総合補償サービス株式会社
 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-9
TEL: 0120-636-717(通話料無料)
FAX: 0120-226-916(通話料無料)